

F. A. ハイエクにおけるルールの進化論をめぐって*

吉 野 裕 介

I 問題の所在

ハイエク (Hayek, F. A., 1899-1992) は、長い執筆活動の間に、経済学にとどまらず、法学や心理学など多方面に及ぶ著作を残している。かれは、その執筆活動の前半に貨幣的景気循環論や資本理論に取り組んだが、自由主義を擁護する理論の構築へと、徐々に関心が移行する。ここで、理論経済学者としての「前期」ハイエクと、社会哲学者としての「後期」ハイエクという捉え方をするならば、本報告の扱う範囲は、後者をめぐるものである¹⁾。ハイエクの著作における進化概念は、1960年の『自由の条件』以降明示的に著作に表れ、1988年の最後の著作『致命的な思い上がり』まで繰り返し論じられている。

多岐にわたるハイエク理論の中で進化論に注目する理由は、1960年代以降導入された進化論が、かれの社会哲学にあって重要な位置を占めていると考えられるからである。「後期」ハイエクの論じた進化論に対しては特に1986年のヴェンバーク論文以降様々な批判が寄せられ、最近でもホジソンとコールドウェルの間に議論がやりとりされた²⁾。

本稿においては、まず第Ⅱ節でハイエクの進化論の概要を述べた後、次に第

* 本研究にあたっての調査を、文部科学省による京都大学21世紀 COE プログラム「先端経済分析のインターフェイス拠点の形成：理論・応用・政策の創生と融合」から、平成17年度若手研究者研究活動資金の助成を受けて行った。ここに感謝の意を申し上げる。また、本論文は吉野 [2003] をもとにしている。

- 1) 本稿においては、ハイエク自身の関心領域に移行や変化が見られることと、近年頻繁に議論されるかれの方法論上の「転換」は、区別して考える。
- 2) Hodgson [1993], [2004], Caldwell [2001], [2004b].

Ⅲ節でそれに対する批判を提出する。それにより、かれらが指摘するハイエク進化論の問題点を再構成する。さらに第Ⅳ節では、それらの批判が真に妥当性を持つものかを、順に吟味する。最後に第Ⅴ節において、ハイエク進化論が、かれの体系においてどのように評価できるかについて述べる。

II ハイエクの進化論

1 ハイエク体系における進化論の位置

1960年代以降のハイエク社会哲学において重要な「双子の概念」は、「自生的秩序 (spontaneous order) と進化」³⁾である。かれはこれらの概念を用いて、自由な社会がどのように発展するかについて述べた。自生的秩序とは、「人間行為の結果ではあるが人間的設計の結果でなく」⁴⁾生まれた社会システム総体のことを示す。その特徴は、秩序内部にはその性格を決定するルールが存在すること⁵⁾、そして(秩序に存在する)「正義にかなう抽象的ルールは、機会だけを決定できるにすぎず、特定の結果を決定することはできない」ことである。このようにハイエクの自生的秩序論は、秩序とそこで働くルールの関係に注目する。しかしこれだけでは、社会の発展過程が説明できない点で不十分である。ハイエクにとっては、社会の発展、変化のプロセスが説明可能であり、かつ自由主義の正当性を主張できる理論が必要であった。そこで導入されたのが、進化論であったと考えられる。

そもそもハイエク体系において自由な社会とは、第一義的には「他人の強制が無い状態」⁶⁾であり、さらに「個々人に自分の知識を自分の意図のために利用するのを許す状態」⁷⁾を指す。またハイエクは、自由な社会を、「有益」、「効

3) ハイエク社会理論において、自生的秩序と進化の双方が、「双子の概念」として重要な位置を占めることについては、吉野 [2006] を参照されたい。

4) Hayek [1973] p. 20, 邦訳30ページ。

5) 「適切な行動ルールは、おのずと形成される活動秩序の形式的性格だけを決定できるのであって、特定の個人または集団がそこから引き出す明確に定められた有利性を決定できるのではない」(Hayek [1976] p. 86, 邦訳122ページ)。

6) Hayek [1960] p. 11, 邦訳21ページ。

7) Hayek [1976] p. 8, 邦訳17ページ。

率的]、「価値のある」社会といった言葉で形容している。ではなぜ自由な社会が効率的な社会を生むのか。それは、個人が確保された所有権に基づいて、自らの資源や知識を自分のために使えることが、社会総体での資源の節約を可能にし、結果として社会の活力を生むとするかれの社会観に基づいている。

ハイエクは、誰かの特定の意図を持って社会の設計を行うことを「構成主義的合理主義」として批判する。かれの考える自由な社会とは、社会全体を見渡すことのできる全能の存在を否定し、人々が「知識の限界」に直面しつつ行動をとり、全体としてはある特定の主体の意図を持たずして変化・発展していくものである。また、ハイエクにとっては、社会発展に特定の目的があってはならない。

ハイエクはそこから、進化論によって社会発展を説明することで、その変化プロセスのように変わっていく自由が確保されなければならない、という規範的な主張を試みる。社会において知識の効率的利用に先立って、それを自由に使えることが必要であるとハイエクが考えていることは、「……社会全体に分散されている知識は、活動目的を選択する自由によって、活用されるに至るのである」⁸⁾と述べる時、明らかであろう。

自由が確保された、言い換えればできるだけ政府の介入がない状態で起こる秩序の発生と発展は、進化論によって説明可能であるとハイエクは考えたのである。かくして、ハイエクは自由な社会の擁護のために、社会理論に進化論を導入する必要があったと考えることができよう。ハイエクの持っていた社会発展のイメージと進化論は親和性が高く、自由擁護の根拠として据えるにふさわしいのである。

2 ハイエク進化論の基礎概念

知識の性質 ハイエク体系において個人の有する知識とは、かれが市場で完全に合理的に行動するには不完全なものである。またハイエクは、市場が高度に

8) Hayek [1976] p. 9, 邦訳19ページ。

発展した社会（ハイエクの言葉では「大社会（the Great Society）」）においては、諸個人の持つ知識は局所的な知識であり、様々な異なる事態に対処するには普遍性を持ちあわせておらず、応用の利かないものであると考えている。またこれらのことと関係して、知識は言葉や文章で決して明示的に述べられるものだけではなく、はっきりと表せない（inarticulate）部分を多く持っているとされている。ハイエクの知識に関する洞察からわかるのは、かれが人間の理性をあくまで不完全なものと想定していたことである⁹⁾。

諸個人は、このような生まれつきの知識の不完全性を、「発見手続きとしての競争過程」を経ることによって克服する。もともと分散して存在する、局所的で具体的な知識は、競争過程において諸個人に発見されることで、利用が可能になる。それゆえハイエクは、競争過程が存在する市場秩序を高く評価する一方で、単一の主体によって価格が決められ、知識獲得のための競争過程が存在しないような集権的な社会システムを批判する。

カタラクシー ハイエクは市場秩序のことを「カタラクシー（catallaxy）」と称し、特別な位置づけをしている。これは「交換の科学」という意味を持ち、個別的で一般的な人間の有する知識を価格による調節機構を通じて利用するシステムである。価格には様々な情報が含まれているから、カタラクシーは情報を集め、伝達し、効率的な利用を可能にする場とハイエクは考えている。ここで個人の知識の不完全性は、市場に散在する他人の知識を利用することで克服可能になる。ハイエクはカタラクシーを、単なる利害調整の場としての市場、という意味ではなく、このような情報を伝達し、利用を可能にするシステム、と捉えている。またカタラクシーは、諸個人の行動の結果意図せずして生まれた自生的秩序の一種であり、それは決して誰かによって設計されたものではない。それゆえカタラクシーにおいては、何よりも諸個人の自由な行動、言い換

9) ハイエクは、「人間社会の幾人かのメンバー全員の行為を決定する特定事実の大部分の、必然的で修復不能な事実」(Hayek [1973] p. 12, 邦訳20ページ), すなわち「生まれつきの無知」を背負っていると考えている。

えれば自らの知識を自分の目的の追求に使用することが許された状態を必要とするだろう¹⁰⁾。しかしハイエクは、このカタラクシー内部における諸個人を、自由放任に振る舞う存在だと考えているわけではない。かれはこのカタラクシー内部において、諸個人がルールに従うことによって不確実性を減じ、行動についての将来の指針を得ていると考える¹¹⁾。実際に利益を得るべく、そして損害を被らないように行動するために、諸個人はルールに従うことでその知識の不完全性を克服しようとするのである。

ルールの性質 ハイエクにとってルールとは、行動についてのあるパターンを示す、一般的な行動規則のことである。ここで重視されるルールは、否定形をとり、行動の不確実性を減ずるものであって、命令形で指令を与える類のものではない。個人は行動を取る中で、その内容を知らずにルールに従っている場合がある。それは、ルールの内容を言語の形で明示的に個人が理解している必要が必ずしも無いためである。その際ルールは行動を模倣することによって暗黙的に個人に伝達されている¹²⁾。

また、ここで特に指摘しておきたいのは、ルールは集団で共有される性質を持つことである。ハイエクが重視した意味の自由な社会で働くルールは、一般性を持ち、その秩序内部の集団の構成員に等しく適用される性質を持つ。それは決して個別具体的なものではなく、それゆえに分け隔てなく諸個人に機能する¹³⁾。あるルールは、特定の状況とくみ合わさることによって個人にある結果

10) Hayek [1976] p. 4, 邦訳12ページ。

11) 「ルールは、われわれが生まれながらにして持つ無知に対処するための手立てである」(Hayek [1976], 邦訳17ページ)。また「自生的秩序を維持する際に抽象的ルールに頼る必要があるのは、無知と不確実性の結果である」(Hayek, *ibid.*, p. 8, 邦訳177ページ)。

12) 「各個人がルールに従って行為する限りにおいては、各自がルールをはっきりと自覚している必要はない。ルールとは明文化すればこういうものであるということを知る (knowing that) ことがなくとも、それに従って行為する方法を知って (know how) いれば、それで十分である」(Hayek [1973] p. 99, 邦訳130ページ)。

13) ルールが一般性を持ちかつ集団内の構成員に等しく機能することについて、オルソンは、『国家の興亡』の「第2章 集合行動論」の箇所以下のように述べている。「集合財が問題になっている場合、合意の達成は特に困難である。それは一般に言われる集合財の性質つまりもし集合財が供給されたならば、集合財はその集団やカテゴリーすべての人に行き渡るという性質—がまた、関係するすべての人が多少なりとも集合財と一緒に享受でき、どのようなレベルでいか

を用意する。ルールは同じでも、個人個人のおかれている状況は違うから、そこで生まれる結果は違ったものになる。

そしてルールは、その時々で部分的に修正されてきた。ルールの規定に関して、客観的なそして絶対的な基準を導入することはできず、今あるルール体系と著しく衝突しない程度の変更は許されているのみである。ハイエクの考える人間の無知という性質からして、ルールの選択に関しても、単一の個人によって前もって適切なルールを規定することは、そもそもできない。かくしてその単位が個人であれ、集団であれ、行為の反復が一部の変更を伴いながらも、ルールを形成していくのである。歴史的な時間の経過を前提として、ルールは、長い時間を経るなかで淘汰を受ける。そしてルールの内容は、秩序の性格に影響を与えるとともに、集団の生き残りに作用し、適切なルールを採用した集団は構成員の数を増やして生き残り、そうでない集団は淘汰される¹⁴⁾。

文化的進化 ハイエク体系において「文化的進化」¹⁵⁾とは、「自生的秩序」と並んで特に重要性を持っており、特に『法と立法と自由』以降頻繁に見受けられる概念である。ここでの文化的進化は、文明が高度に発展した「大きな社会」で起こり、また生物進化よりもその伝播のスピードは格段に早いことがその特徴である。ハイエクにおいて文化とは、ルールの伝統と定義されている。ここでのルールの伝統とは、伝達の結果を意味しているので、文化とは、諸個人の行動の結果であるとも言えよう¹⁶⁾。ボイド＝リチャーソンの定義を借りれば、

「なるタイプの公共財が供給されるかに関してはずべての人が受け入れざるをえないということの意味している」(Olson [1982], 邦訳57-58ページ)。

- 14) 「ルールの自然選択と呼ばれることは、集団の秩序をもたらすことに関する効率性の大きさ、もしくは小ささに基づいて作用するであろう」(Hayek [1967] p. 67)。
- 15) ハイエクは、『自由の条件』では「社会進化 (societal evolution)」という言葉を使っているが、『法と立法と自由』以降では「文化的進化 (cultural evolution)」を一貫して使っている。これは、生物学などにおいて文化的進化という概念が多用されるようになったこと、社会ダーウィニズムと慎重に距離を置き、進化論の悪用を防ごうとしたことが理由として考えられるであろう。また、『科学による反革命』にあるように、「国家」や「社会」という実体がないにも関わらずさもあるかのように論じる構成主義に対する批判も念頭にあるだろう。
- 16) 「文化とは、自然的なものでも人為的なものでもなく、また遺伝的に伝えられたものでも、合理的に設計されたものでもない。それは行動ルールの伝統である」(Hayek [1979] p. 155, 邦訳214ページ)。また、「遺伝的な伝達も、文化的な伝達の結果も、両方とも伝統と呼ばれるだろう」ノ

文化とは、「行動に影響を与える知識、価値、およびその他の要因をある世代から次の世代へ教育と模倣によって伝達すること」¹⁷⁾である。ハイエクの定義も、これと同様とみなせよう。

ある集団は、同じルールに基づいて存続を目指して行動する。その際集団は、社会全体の発展に有利なルールを理解したうえで採用するのではなく、ただそのときの自分たちの行動に有利であると考えたからにすぎない¹⁸⁾。ルールは取捨選択の選別過程を経るが、そうした時間的な経過のなかで、秩序全体として意図せずして生じるのが、文化的進化である。

ここで、進化はそれ自体に最終的な目的を持っていないことに注目しよう。ハイエクは、単一の主体が望ましい社会システムを設計し、それにしたがって社会を構築するような合理主義（ハイエクの言葉では「構成主義的合理主義」）を部族社会への「先祖帰り」だとして厳しく批判する。ハイエクはその根拠を以下のように説明している¹⁹⁾。文化的進化の過程は、本能的行動から学習されたルールに従う行動への置き換えの過程とみることができる。人類は、進化過程を経るなかで獲得した知識の堆積が利用可能であり、それは伝統や慣習に埋め込まれている。これらに従うことによって行動の不確実性を減らすことに成功してきた。にもかかわらず、命令や設計による「合理主義」的な行動は、学習し獲得された知識を使用しない点で本能的な行動である。

つまりハイエクによれば、諸個人が行動を決定する自由が存在する社会においてこそ、伝統や慣習に埋め込まれた知識を諸個人が利用可能になる。そしてそのことによって、諸個人は、結果を見越して行動を起こしたわけではないに、著しく逸脱しないですむのである²⁰⁾。またそのような知識の利用を可能に

、(Hayek [1988] p. 17)。

17) Boyd and Richerson [1985] p. 2.

18) 「開拓者でなければならなかった法律違反者は、新しいルールがその社会に有益であると認識したためにそれらのルールを導入したのではない。かれらはただ、自分たちに有利なある慣行、しかも、その後それらを実践する集団に有益となる慣行を始めたにすぎない」(Hayek [1979] p. 161, 邦訳224ページ)。

19) Hayek [1979] 終章「人類の価値の三つの源泉」。

20) ハイエクが主張した自由な社会における知識の効率的な利用に関しては、吉野 [2005] で論

する過程は、様々な状況にある諸個人が多様な行動を取りつつ、ルールを修正・棄却しながら、有益なルールが模倣され、結果的に伝達されていくような進化過程にあるとみる。これは変異・選択・遺伝に特徴づけられるダーウィンの進化²¹⁾であり、ルールが共有されている集団における諸個人の人数の増減は、個体群の中の変化とみなすことができる。

かくしてハイエクにとっては、ルールの進化は知識の有効利用と結びついて、自由の規範的な擁護を可能にするのである。以上のようにかれの自由な社会の擁護論は、系統発生的な進化論と結びついて展開されている。

3 ハイエク進化論の起源

ハイエクがこのような進化論的見解に至った背景は、次の諸学説の摂取を考えることができる。まず、アダム・スミスに代表されるスコットランド啓蒙の社会哲学である。ハイエクの評価するところでは、ヒューム、スミスやマンデヴィルは、みな個人の知識の不完全性という事実から出発しながら、諸個人の行動の結果意図せずして生まれる秩序の存在を重視する。(スコットランド啓蒙の社会哲学者たちは)「制度の起源を発明あるいは設計ではなく、成功したものの存続に求める。……その強調するところは、われわれが政治秩序と呼ぶものが通常、われわれが想像するよりもわれわれの知性の命令に負うところのはるかに少ないものであるという点である」²²⁾。かれらのこのような社会観は、個人の自由な行動と、それにともなって発生する自生的秩序というハイエク自身の考え方に、強く影響を与えている。ただし、かれらの主張からは、制度の自生的形成という含意は得られても、自然選択のような進化のメカニズムを見

くじた。それによれば、自由な社会における諸個人の行動は、慣習や伝統の形で存在するルールに埋め込まれた知識が利用できることによって、ある程度の主観的な予想を可能としている。

21) ハイエク自身は、「ダーウィニズム」には批判的である。これは、生物進化と文化的進化との違いを強調し、生物学での用語を無自覚に援用することを警戒してのことであるが、ここで言う「変異・選択・遺伝で特徴づけられる進化」という意味に限って言えば、ダーウィンのとみなして許されるであろう。

22) Hayek [1960], 邦訳85ページ。

てとすることは難しい。ハイエクがかれらから得たのは、個人の自由な行動とそれに伴って発展する文明という知見であるが、進化論の導入という観点に限って言えば、かれらに負うところは少ないであろう。

次に、オーストリアの伝統にたつメンガーの影響である。これまでも様々な指摘があるように²³⁾、明らかにハイエクは、その進化論のアイデアの一部を、メンガーにおける「制度の有機的起源」に負っている。たとえば、メンガーにとっての貨幣制度は、人々がある財を交換手段として受け入れるうちに、徐々に形成されてきた「自生的秩序」の一種とすることができる。ここにハイエクとの共通点を見ることは容易であろう。ハイエクは、スミスの延長線上にメンガーを位置づけたうえで、かれを高く評価する。「言語や市場、貨幣とか慣習のような現象は本当の人工的事実でもなければ計画的な創造物でもない」ことについて、「スミスの百年後、そのスミスを越えて他のどんな著述家よりも明確にこのいい方の意味を説明したのは、カールメンガーである」²⁴⁾。

以上の二つは、方法論的個人主義を基礎とする学説であり、ハイエク理論に多大な影響を与えていると言えよう。しかし、これら二つの影響を指摘するだけでは、ハイエクが文化的進化や集団選択を導入した進化論的見解に至ったことの説明としては不十分である。

アングナーによれば、ハイエクは1930年代 LSE にいた期間、同僚の進化生物学者カール・サンダースに影響を受けて、当時流行していた文化的進化論を摂取したという²⁵⁾。ハイエクはかれの以下の文章を引用している。「人間および人間の集団は、その精神的、肉体的性格によって淘汰されるのと同じように、彼らが実践している慣習のゆえに、自然に淘汰されているのである」。慣習に注目して集団の生き残りについて説明を与えるその文化的進化論は、まさにハ

23) 例えば「ハイエクが強調した進化論は、疑いなくハイエクにおけるもっとも基礎的なオーストリアンの伝統、つまりメンガーからもたらされたものである。」(O'Brien [1994] p. 38)。

24) Hayek [1952a], 邦訳113ページ。

25) スタンフォード大学フーバー研究所のハイエク文庫には、ハイエクとカール＝サンダースとの間の手紙のやり取りが残されており、個人的な交流に留まらず、学問上の議論もさかんだったことがわかる。(Hayek Archives, Box 66, Folder13)。

イエクと共通するものである。

ただしハイエクは「社会ダーウィニズム」の誤りの一因を、生物学を安直に社会科学に適用したことが悪用されることに見てとる。そこでは、遺伝的に働く先天的な淘汰と、文化の伝達の中で起こる後天的な淘汰のうち、前者のみを強調したことが背景にあったという²⁶⁾。それゆえハイエクは、「ダーウィニズム」という言葉から慎重に距離を取りつつ、社会理論に進化論の見解を反映させているし、今西との対談では、自らをダーウィン主義者ではない、とわざわざ述べている。

このように、ハイエク体系における進化論の導入には、以下に三つにまとめられる。スコットランド啓蒙の社会哲学、メンガー、在英時の当時の文化的進化論である。

III ハイエク進化論に対する批判

ハイエクが後期に導入した上記のような進化論には、これまでにいくつかの批判が寄せられている。本節では、それらを登場した順に見ていくことにする。まず、ヴァンバーグ (Vanberg, V.) の批判の主な点は、ハイエクが最終的に到達した系統発生にもとづく集団主義的な進化論が、本来ハイエク理論が前提していた方法論的個人主義と矛盾している、というものである。ヴァンバーグによれば、ハイエクの進化論は、アダム・スミスの「見えざる手的説明」を踏襲している²⁷⁾。ここで「見えざる手的説明」が意味するのは、諸個人の行動の相互作用から、意図せずして調和的な秩序が生まれることである²⁸⁾。この意味

26) 「社会ダーウィニズムの誤謬は、制度や実践ではなく個人の淘汰に、個人の文化的に伝達される能力よりは先天的能力の淘汰に、力を入れすぎたことであった」(Hayek [1973] p. 23, 邦訳 34ページ)。

27) 「文化の進化というかれの理論と自生的市場秩序という個人主義的理論とは、同一の論理を基礎として説明されるということである。アダム・スミスにならってこの説明は、『見えざる手説明』と呼ばれてきた」(Vanberg [1986] p. 144)。

28) 「(見えざる手的説明)とは」「自己の目的をそれぞれに追求している諸個人の相互行為のプロセスから出発し、そこからいかにすれば、意図しないにもかかわらず、その行動の規則性が体系的帰結として生ずるのかを示す」(*ibid.*, p. 144) ことである。

でヴァンバーグは、ハイエク理論が方法論的個人主義に基づいているとみなしている。ところが、上にも述べたように、ハイエクの進化論は、ルールを共有する集団の選択をもとにした理論であり、個人を分析の単位とはおいていない。このためヴァンバーグは、ハイエクが自生的秩序論で基礎としている個人の行動と、文化的進化論で単位とされているルールを同じく共有する集団とは、矛盾しているとして批判する²⁹⁾。

加えてヴァンバーグは、集団を選択の単位とする理論では、「フリーライダー問題」を解決できないと指摘する。ヴァンバーグによれば、ハイエク理論では、集団に利益を示すような行動を、集団内の諸個人が実際にとるようになる理由を説明できないし、またハイエクの集団選択の理論では自生的秩序を生み出す適切なルールを規定することもできない。

ヴィット (Witt, U.) も、ヴァンバーグを参照しつつハイエクの進化論に対して疑問を提出する。まずかれはハイエクが、ルールが適しているか、適していないかの結果を表すひとつの基準を人口の成長率とおいている点を指摘し³⁰⁾、結果的に「行為のルールと子孫の数の関係を見てとることは困難である」としてハイエクを批判する。成功の基準が経済的な指標ではなく単に人口の増加率を想定するならば、例えば急速な人口成長率をとる中国の文化は優れているので、他が模倣し、中国語が全世界に広まるということになるが、事態はそうではない。ヴィットの批判は、行為のルールが生き残り、伝達されていくことと、個体の数は、必ずしも相関関係に無いのではないかと、という点である。

またヴィットはハイエクの模倣のメカニズムが説明力に欠け、ハイエクがルールの進化のメカニズムを詳しく説明していないことに不満を表明する³¹⁾。

29) 「ハイエクが集団レベルそれ自体において働く文化の進化のプロセスへと訴えていることは、かれが明示的に取っている方法論的個人主義と対立する」(*ibid.*, p. 147)。

30) 「ハイエクの意味での発展途上国の高い人口成長率と先進国の低い人口成長率の……比較は、集団選択の論拠の妥当性に疑いをもたらしている」(Witt [1994] p. 184)。

31) 「ハイエクは伝達のメカニズムが模倣やしばしば無意識の学習であるとまさに想定しているが、この見解は単純すぎるだろう」。また、「文化的進化のプロセスに関する新しい研究は模倣や学習が非常に複雑なプロセスであることを示している。……そのモデルの応用範囲は原始的社会や具体的対象に狭く制限される」(*ibid.*, p. 183)。

模倣は本来ハイエクが考えているよりも複雑なものであり、そのことと関係して同世代の生物学によって説明されている模倣も、説明の対象を限定したものであるという。加えてヴィットはヴァンバークを参照し、(ハイエクの議論が)「決定的な論拠として集団選択の非人格的諸力に依存していることは、個人主義的アプローチに沿っては簡単にもたらされない分析の単位を暗に意味している」としてハイエクの採用する進化論はかれの方法論的個人主義からは簡単には説明できない、と考える。さらにかれは「どんな行為のルールが拡張された秩序の発展によく適しているか、に関する説明は、……全くなされていない」³²⁾と述べ、ハイエクの議論を秩序の発展に適したルールを規定できるものではないとみなす。結果的にヴィットはハイエクが述べたでの「ルールの自生的発展の程度は、社会的ジレンマの発生を免れ得ない」不完全な説明であるとみなす。ヴィットは、進化論にルール概念を適用することに関しても以下のように疑問を提出する。「集団的なルールの学習、伝達、選択プロセスに関する性質や意義は、いまだ不鮮明である」³³⁾。それゆえ、ヴィットはハイエクの進化論について「かれの社会哲学の中心的な重要性を持つ」としながらも、ハイエクの進化論を「未完の遺産」という評価を下している。

ホジソン (Hodgson, G. M.) も、基本的にはヴァンバークと同様の関心—ハイエクのなかに同居する方法論的個人主義と集団主義との矛盾—から批判を始める。だがホジソンはハイエクの進化論に対して、かれが集団主義を採用し、一貫した個人主義を避けていること自体を批判しているのではない。ホジソンはハイエクの進化論が、「集団選択を越えた選択のプロセスを組み入れることに失敗しているから」³⁴⁾ 妥当性を欠いているのだとする。

ホジソンはさらに詳細な経済進化の分類をふまえ、ハイエクの進化論をルールが選択され、生き残るシステムについての説明を欠いている、として批判す

32) *ibid.*, p. 185.

33) *ibid.*, p. 187.

34) Hodgson [1993] p. 168.

る。ハイエクにおいては、ルールは個人や集団の適応度（生き残りの割合）への貢献のために選ばれる。それなら「われわれはなぜルールが選択の瞬間を越えて、それ自身を維持するのかをさらに説明しなくてはならない」³⁵⁾とホジソンは考える。すなわちハイエクの議論は、「システムに有利なルールが、システムのなかのオペレーションにおいて維持されるプロセスの特定化」³⁶⁾に欠けているのである。こういったホジソンの観点からは、ハイエクは進化のメカニズムを明示的に説明しているとは言えなくなり、結果としてハイエクの集団選択に基づいた進化論は理論的にあいまいであり、説明しきれていない部分が多い³⁷⁾という評価がなされることになる。

フリートウッドは、ハイエク社会理論におけるルール概念の役割に注目する。かれは、1960年以降のハイエク理論、フリートウッドが分類するところの「ハイエクⅢ」において導入されているルール概念を、以下のように特徴付けた。ルールとは、個人によって修正される存在でありながら、社会において「構造」として個人の外部にあるものとして存在している。このような「社会的ルール」の存在は、「情報伝達システム」たる市場において、知識を伝播させる役割を担っている。「ふるまいの社会的ルールは、それ自身の力で知識の発見・伝達・貯蔵を容易にする制度である」³⁸⁾。

ここでフリートウッドの考えるハイエクのルール概念は、進化論との関わりについての言及があまりみられない。ハイエク社会理論における「自生的秩序」概念にのみ注目すれば、そのよううまくいく秩序を結果的に生み出した理由を、社会的ルールの存在に求めることは可能である。しかしながら、上にも述べたように、1960年以降晩年に至るまでの著作に注目するならば、その時期のハイエク理論は、ルールの進化、およびその後導入する文化的進化といった進化概念が不可欠である。ハイエク理論においては、結果について説明

35) *ibid.*

36) *ibid.*

37) *ibid.*, p. 153.

38) Fleetwood [1995], 邦訳225ページ。

する自生的秩序論ともうひとつ、過程を説明する理論が必要となる。その役割を、進化論が担っていると考えられよう。

かつて、ハイエクの方法論的な転換問題を提起した³⁹⁾コールドウェルは、近著『ハイエクの挑戦』においてかれの文化的進化論とそれに関わる議論を概括し、以下の五つの点で簡潔にまとめている⁴⁰⁾。1. ヴァンバークの指摘と同じく、集団を選択の単位とする理論では、「フリーライダー問題」をうまく説明できない。2. ハイエクが展開した集団選択に基づく文化的進化論は、もっともではあるが、不完全なものと言わざるを得ない。3. しばしばハイエク研究者が取りあげているいわゆる「ハイエク問題」—方法論的个人主義と集団主義との緊張—に関しては、コールドウェル自身はそれを深刻なものだとは考えていない。4. ハイエクの文化的進化論は、実証的なものであって、規範的なものではない。5. ルールの設計をできるような理性を人間は持ち合わせていないといえども、われわれがルールの進化に対して何もできないということではない。なぜなら、ルール進化はいくつかのレベルが存在するからである。

ただし、これらの概括はおおむねハイエクに対して肯定的であり、ハイエクの進化論の妥当性自体を批判するものではない。その理由は以下である。つまり、コールドウェルは、ハイエクの挑戦を、複雑現象の説明を試みたことであると評価している。かれの考えるところ、ハイエクのこの試みのためには、進化概念の導入が必要であったのである。「進化的なテーマへとハイエクが転じたことは、かれが自らの複雑現象の理論を完全なものにすることを手助けした」⁴¹⁾。

IV ハイエク批判の再構成

上記で取りあげたなかで、ハイエク進化論に対する批判を再構成すると、お

39) Caldwell [1988].

40) Caldwell [2004a] pp. 352-361.

41) *ibid.*, p. 361.

よそ以下の三点が主な批判としてあげることができる。それは1. ルールの進化が実際にどのようなになされるかについての説明不足、または進化論の咀嚼が不十分（ハイエク自身の進化論の説明力の問題）、2. 実際に進化論の適用を考える際、望ましい進化をもたらすような適切なルールが具体的にはどのようなものであるかを導くことができない（ハイエク理論の現実的妥当性に関する問題）、3. ハイエクの中に同居する方法論的個人主義と集団主義の齟齬（方法論的な次元の問題）、という批判である。これらのハイエク批判は真に決定的なものであるのかどうか、順に吟味していこう。

まず、1. の点で批判が挙がる理由として考えられるのは、ハイエクが摂取した同時代の生物学の問題でもあろう。上に述べたように、ハイエクが意識的であれ、無意識的であれ、社会進化に取り入れようとした生物進化論は、あくまで20世紀中盤までの学説でしかない。具体的にどのような発展を見せたかはここで論じるには本稿の関心からは手に余るけれども、生物学における進化論は、その後もさらなる発展を見せたと考えられよう。そこで、ハイエクの進化論をとって単に古いと断ずることは現在のわれわれがすべきことではないだろう。コールドウェルは、ホジソンのハイエク批判に依拠しながら、ハイエクがマルサスをあまり取りあげないことを、ホジソンが「イデオロギー的な理由」と片付けていることに不満を抱く。ハイエクの進化論におけるルールの自然選択、個人の行動の逸脱に見られる突然変異は、ダーウィニズムの影響を受けていることは間違いない。ダーウィンへのマルサスの影響や、ハイエクの博識を考慮に入れる時、明示的な形ではないにしろ、ハイエクがマルサスを通過していないとは考えにくいであろう。また、マルサスを慣習の要素を取り込んだ進化的経済学と読むならば⁴²⁾、ハイエクはまさにその流れに属するものである。ここでは、ハイエクの進化論自体を時代遅れのものとするのではなく、社会科学に進化論を明示的に取り入れた先駆けとして評価できる可能性をあげておきたい。

ハイエクの文化的進化論は、しばしば曖昧であるとの批判を受けることがあ

42) 例えば、八木 [1998]。

る。しかし、かれの進化論は、あくまで自由擁護のために援用されたことを想起することは重要である。創造説を否定する進化論は、長きにわたって危ういものであるとの評価を受けることもあった⁴³⁾。上に述べたように、ハイエクは、文化的進化論を導入することで、自由な社会の発展が、どのようなメカニズムでなされるのかについて説明を与え、合理主義をもって社会を設計しようとする「設計主義的合理主義」を批判した⁴⁴⁾。ハイエクの進化論の導入は、社会ダーウィニズムや優生学的な議論から慎重に距離をとりつつ、「設計主義的合理主義」の産物とハイエクが考える功利主義や社会契約説に頼らない方法で、自由を正当化しようとする試みであったのである。

次に、2.の点の批判に関して吟味しよう。1節で検討したハイエクにおけるルールの性質で重要なのは、ルールはあらかじめ完全な形で規定されるものではなく、個人の試行錯誤のうちに作り替えられる、動的な性質を有していることである。ハイエクは、特定の秩序を生み出すことを目的とするルールの規定には懐疑的である。それゆえ、ここで挙げた批判のように、に具体的で適切なルールを導き出す議論をハイエク理論に求めるには無理があると言えよう。なぜなら、ある一時点でルールを規定した途端に、その「動態性」が失われるからである。

ここで、このような批判が生ずるのはなぜだろうか。議論を補足するため、1.行動パターン、2.規則や慣習、3.秩序というようにルールの進化が適用される対象を3つの次元で考えてみよう。1.は個人レベルのルールであり、2.は集

43) 例えば進化生物学者の佐倉統は、かつての進化論の持つ危うさについてこう述べている。「近年、日本に限らず世界中どこでも白民族中心主義や保守回帰の動きがさかんである。そしてこれらのよりどころとなっているのが、歴史の『記憶』や『物語』である。進化とは、人間の、そして生命の壮大な歴史にほかならない。だからこそ進化論は『取扱い注意』なのであり、事実、過去に何度も破滅の道しるべとなったのだった」(佐倉 [2002] 158ページ)。

44) 「わたくしは、その概念を『設計主義的合理主義』と命名するつもりであるが、これはすべての社会制度は熟慮の上の設計の産物であり、そうであるべきであるとする概念である。この知的伝統は、事実面、規範面、双方の結論の点で誤りであることを示すことができる。なぜなら、既存の諸制度は必ずしもすべてが設計の産物ではないし、同時に既存の知識の利用を大幅に制限することなく、全面的に設計に依存する社会秩序を作ることはできないからである」(Hayek [1973] p. 5, 邦訳12ページ)。

団レベルのルール、3.はさらに大きな枠組みの、秩序レベルのルールである。ここで1.のルールは2.の次元に影響を与えてそれを形成し、2.のルールは3.の次元に影響を与えてそれを形成すると考えられる。ルールを保持し共有する主体と適用される範囲にこのような単位の大小があることをふまえれば、1.における個人による行動パターンの修正や、2.の次元での集団による規則の変更が許されることと、3.の次元の秩序に対して意識的変更を求めることとは、進化のレベルが違う問題である。

たとえば、ハイエクは、個人レベルの行動の変更を、「めったにないことだが、良心的で勇敢な人が、一般的な意見に立ち向かい、間違っていると思うある特定のルールを無視することを決意することがあってもよい」⁴⁵⁾と擁護する。ゆえにハイエクは、個人の行動レベルにおいて新奇性を取り入れることを否定しない点で、完全な保守主義者ではない。また、ルール同士が対立する際になぜ特定のルールが選ばれるのかに対しては、「特定のルールを判断する唯一の根拠は、それらのルールが、一般的に受容されている他のルールの大多数と調和するか、ということである」として、ルールの変更の意図的な変更を、これまでのやり方を大きく逸脱しない程度に認める。さらにハイエクは、進化過程に生き残ったものの中で、個人が有していたり集団で共有されているものすべてを認めるのではなくて、秩序の形成に貢献するような作用のみを擁護する⁴⁶⁾。

つまり、ハイエクは「個人」や「集団」レベルにおける変更はある程度認めたい一方で、人間の理性が見渡すことのできる範囲を大きく越えた、「秩序」のあり方を特定の人間が具体的に決定しようとする試みには対して明らかに反対する。上記に述べたような、ルールに現実的妥当性を求めるハイエク批判は、2.のルール進化に対する不満であるが、ハイエクはまさに3.の次元での、秩序が自生的に変わっていけることを訴えたのであるから、上記のような批判は

45) Hayek [1979] p. 171, 邦訳237ページ。

46) 「わたくしは、伝統 (traditions) の集団選択の結果が必然的に良いものであるとは主張しない。まして、ゴキブリのような進化過程で長く生き残ったものが道徳的価値を持つなどと主張するつもりはない」(Hayek [1988] p. 28)。

若干的の外れと考えることができないだろうか。このようなハイエクのルール進化に適用範囲を考慮することは、さらに重要な意味を持つ。ハイエクの議論が有用性を持つのは、個々の行動をどうとるべきかという即物的なレベルにあるのではなく、文化全体、文明論とも言うべき次元にあると言えるだろう。

3.の点に関する批判は、ハイエクの方法論上の転換と大きく関わる。上述したように、ハイエクの中に方法論的個人主義と集団主義という本来なら相反する方法論が同居しているという矛盾は、「ハイエク問題」としてこれまでも指摘がある。ことに進化論との関わりでこの問題を取りあげる際には、この矛盾は個体発生から系統発生への論理の移行という問題に置き換えることができる。

1960年の『自由の条件』以降、ハイエクの文章のなかに「進化」や「進化的」という言葉がよく見受けられるようになることはすでに述べた⁴⁷⁾が、そこでの主張は、以下のものである。諸個人が自由な行動をとった結果生まれる、「自生的秩序」は、特定の人間の意図的な設計に負うことなく成長してきた。その自生的秩序のもとで人々が自由に行動できれば、「見えざる手」がはたらし、望ましい結果を人々は得ることができる。だからまず人々が強制から免れていることが重要であり、人々の自由な行為とそのことを所有権に基づいて保証する法が何よりも守らなければならない。その一方で、制度を単一の主体が全体として設計するような試みは、人間の理性を過信する合理主義的伝統であるとして退けられねばならない。

この時期のハイエクは、個人を単位にした進化過程を想定においていた⁴⁸⁾。また、自らの社会理論を個人の有する知識の存在から語りおこし、そして個人が強制から免れている自由な状態にあることを重視するかれの態度は、個体発

47) Caldwell [2001] は、ホジソンのハイエク批判 (Hodgson [1993]) に依拠しながら、それが『法と立法と自由』以降だけを扱っており、『自由の条件』における進化概念を見逃していることを指摘する (後に Hodgson [2004] で反論がある)。

48) 「制度がいかに設計におうことなく成長したか、発明されたものでもなく、みずから何をしていくかを知らなかった人々の個々の行為から生まれたかということである」(Hayek [1960] pp. 58-59, 邦訳87ページ, 下線は筆者)。

生的な進化論とみなすことができよう。しかし、1967年の論文「行為に関するルールの体系の進化についての覚え書き」で進化論にルールを導入し始めて以降、ルールとは集団で共有されるという記述が見受けられるようになる⁴⁹⁾。さらに『法と立法と自由』においてハイエクは、「自生的秩序」とともに、「文化的進化」という概念を導入し、それらを「双子の概念」として重要性を持たせている。ここで見られる進化論は、以前の『自由の条件』までに見られるような、個人をその単位とした個体発生的な進化ではなく、ルールを共有する集団を単位と置く系統発生的な進化である。

ヴァンバークやヴィット、それからウデン⁵⁰⁾に見るように、スミスやメンガーの影響から、ハイエクを単なる方法論的個人主義者であると看做すことは、「社会現象は、個人の行動の結果として分析されなければならない」という意味においては可能である。しかし、ハイエクにおける個人は、常に歴史や慣習と切り離されたものではなく、また他人の知識とも切り離されたものではない。方法論的個人主義という言葉の意味することが、どの程度「個人的」かにもよるであろうが、少なくともハイエクにおいては「社会的な」もしくは「文化的な」個人が想定されているのである。また初期においてもハイエクの関心は、ある人間の個人的知識が、他の人間の個人的知識と市場全体でどのように調和するか、にあった⁵¹⁾。これらをふまえれば、ハイエクを初期においても単なる方法論的個人主義者とみなすことには無理があり⁵²⁾、また後にかれの進化論が個体発生から系統発生に変化したことをもって、かれの主張の妥当性を低めることにはならないであろう。ハイエクにおいては、個体に還元できないもの、全体としてしか把握できないもの、という概念は、以前から見られたのであ

49) 「行動ルールは、……それらを実践した集団が他の集団より成功した集団に取って代わったために、進化してきた (Hayek [1973] p. 18, 邦訳28ページ)。

50) Udehn [2001]。

51) 例えば Hayek [1936] “Economics and Knowledge”。

52) 例えば、嶋津 [1985] には、1952年の『感覚秩序』に個体発生から系統発生への移行を何うことができるという洞察があり、江頭・塘 [2004] では初期ハイエクが全体主義的な思想も消化していたことが示されている。

る⁵³⁾。

V 結 語

本稿で扱った範囲は、ハイエクが自由擁護のために導入したハイエクの進化論と、それに対する批判をめぐるものであった。上に述べたように、ハイエクの活動においては常に「自由な社会の正当化」が念頭に置かれていた。ハイエクが提示した、ルールが選択・淘汰されながら秩序が発展していき、かつ文明全体の発展が特定の目的を持たずして起こってきたという社会観は、進化論との共通点が大きい。ハイエクは自らの自由主義の正当化のために、進化論をもって社会理論を補強したと考えられよう。かれの進化論にまつわる批判は数多く存在するが、かれ自身もそう位置づけていたように、やはりその進化論は「自生的秩序」と並んでハイエク体系の中樞をなす概念であるとみなすことができよう。

さらにここではハイエク進化論に対する批判が、主に三点に再構成できることを確認したが、同時にハイエクの主張をふまえてそれらを検討することで、新たなハイエク理解につながることも明らかになった。以下にそれらをまとめておきたい。ハイエクは、進化論を明示的に社会科学に取り込んだ先駆者として捉えることができる。また、政策レベルや個人レベルでの行動に現実的な示唆を求めるのは無理があり、ハイエクの関心はそれらを支える秩序がどう進化していくかにあったことが確認できる。また方法論的個人主義と集団主義の対立は、むしろ、個人の行動を単位として進化を説明する個体発生とその単位が集団である系統発生という導入した進化論上の違いに置き換えられる。それならば、ハイエクのなかに存在する方法論的な矛盾は、それ自体では矛盾と断ず

53) 1952年の『感覚秩序』には、完全に要素還元できないもの存在を重視する考え方、すなわち「関係性」の概念が顕著に表われている。さらにこの著作の元々のアイデアは刊行の30年以上前の学生時代に遡るとハイエク自身が前書きにて述懐している (Hayek [1952b] p. v, 邦訳3ページ)。このことから、ハイエクを生涯にわたって単なる方法論的個人主義者とみなすよりも、早くから集団主義の要素も持ち合わせていたと考える方が、より自然であろう。

ることとはできないこと、そして批判者の言うようにハイエクを単なる方法論的個人主義者とみなすには無理があることを整理した。

参考文献

- Angner, E. [2002] “The History of Hayek’s Theory of Cultural Evolution,” *Studies in History and Philosophy of Biological and Biomedical Sciences*, Vol. 33, pp. 695-718.
- Birner, J. and Zijp, R. (eds.) [1994] *Hayek, Co-ordination and Evolution—His Legacy in Philosophy, Politics, Economics and the History of Ideas—*, London, Routledge.
- Boyd, R. and Richerson, P. J. [1985] *Culture and the Evolutionary Process*, University of Chicago Press, Chicago.
- Caldwell, B. J. [1988] “Hayek’s Transformation,” *History of Political Economy*, Vol. 20-4, pp. 513-541.
- [2001] “Hodgson on Hayek: a critique,” *Cambridge Journal of Economics*, Vol. 25, pp. 541-555.
- [2004a] *Hayek’s Challenge*, Chicago University Press.
- [2004b] “Hayekian evolution reconsidered: a reply to Hodgson,” *Cambridge Journal of Economics*, vol. 28, pp. 301-305.
- Fleetwood, S. [1995] *Hayek’s Political Economy—the Socio Economics of Order—* London, Routledge. (佐々木憲介・西部 忠・原 伸子訳『ハイエクのポリテイカルエコノミー——秩序の社会経済学——』法政大学出版局、2006年)。
- Hayek, F. A. [1936] “Economics and Knowledge” in Hayek [1948] pp. 33-56.
- [1943] “The Facts of the Social Sciences” in Hayek [1948] pp. 57-76.
- [1945] “The Use of Knowledge in Society” in Hayek [1948] pp. 77-91.
- [1946] “The Meanings of Competition” in Hayek [1948] pp. 92-106.
- [1948] *Individualism and Economic Order*, London, Routledge & Kegan Paul. (嘉治元郎・嘉治佐代訳『ハイエク全集3 個人主義と経済秩序』春秋社、1990年)。
- [1952a] *The Counter Revolution of Science: Studies on the Abuse of Reason*, Glencoe Illinois, Free Press. (佐藤茂行訳『科学による反革命』木鐸社、1979年)。
- [1952b] *The Sensory Order: an Inquiry into the Foundations of Theoretical Psychology*, London, Routledge & Kegan Paul, University of Chicago

- Press, 1952. (穂山貞登訳『ハイエク全集4 感覚秩序』春秋社, 1987年)。
- Hayek, F. A. [1960] *The Constitution of Liberty*, University of Chicago Press. (気賀健三・古賀勝次郎訳『ハイエク全集5, 6, 7 自由の条件』春秋社, 1986年, 1987年, 1987年)。
- [1967] *Studies in Philosophy, Politics, and Economics*, London, Routledge & Kegan Paul.
- [1973] *Law, Legislation, and Liberty, Vol. 1: Rules and Order*, London, Routledge & Kegan Paul. (矢島鈞次・水吉俊彦訳『ハイエク全集8 法と立法と自由1: ルールと秩序』春秋社, 1987年)。
- [1976] *Law, Legislation, and Liberty, Vol. 2: The Mirage of Social Justice*, London, Routledge & Kegan Paul. (篠塚慎悟訳『ハイエク全集9 法と立法と自由2: 社会主義の幻想』春秋社, 1987年)。
- [1978] *New Studies in Philosophy, Politics, Economics and the History of Ideas*, London, Routledge & Kegan Paul.
- [1979] *Law, Legislation, and Liberty, vol. 2: The Political Order of a Free People*, London, Routledge & Kegan Paul. (渡部茂訳『ハイエク全集10 法と立法と自由3: 自由人の政治的秩序』春秋社, 1988年)。
- [1983] “Evolution and Spontaneous Order,” Hayek Archives, Hoover Institution, Box110, Folder26 (Typescript).
- [1988] *Fatal Conceit: The Errors of Socialism, The Collected Works of Friedrich August Hayek, Vol. 1*, London, Routledge.
- Hodgson, G. M. [1993] *Economics and Evolution—bringing Life into Economics—*, Polity press. (西部忠, 森岡真史, 田中英明, 吉川英治, 江頭進訳『進化と経済学——経済学に生命を取り戻す』東洋経済新報社, 2003年)。
- [2004] “Hayekian evolution reconsidered: a response to Caldwell,” *Cambridge Journal of Economics*, Vol. 28, pp. 291-300.
- O'Brien, D. P. [1994] “Hayek as an Intellectual Historian” in Birner and Zijp (eds.) [1994] pp. 343-374.
- Olson, M. [1982] *The Rise and Decline of Nations: Economic Growth, Stagflation, and Social Rigidities*, Yale University Press. (加藤寛監訳『国家興亡論』PHP研究所, 1991年)。
- Vanberg, V. [1986] “Spontaneous Market Order and Social Rules: Critical Examination of F. A. Hayek's Theory of Cultural Evolution,” *Economics and Philosophy*, Vol. 2, April, pp. 75-100. (石山文彦訳「自生的市場秩序と社会の諸ルール——F. A. ハイエクの文化の進化論の批判的検討」『現代思想』1991年12月号)。

- Udehn, L. [2001] *Methodological Individualism*, London, Routledge.
- Witt, U. [1994] "The Theory of Societal Evolution: Hayek's Unfinished Legacy" in Birner and Zijp (eds.) [1994] pp. 178-189.
- 江頭 進 [1999] 『F. A. ハイエクの研究』日本経済評論社。
- 江頭 進・塘 茂樹 [2004] 「ハイエクに対するシュパンの影響——学位論文とその後」『経済学史学会年報』No. 45, 26-39ページ。
- 嶋津 格 [1985] 『自生的秩序』木鐸社。
- 尾近裕幸・橋本 努編 [2003] 『オーストリア学派の経済学』日本経済評論社。
- 佐倉 統 [2002] 『進化論という考えかた』講談社現代新書。
- 八木紀一郎 [1998] 「マルサスと進化的経済学」『熊本学園大学経済論集』第4巻3/4合併号, 49-61ページ。
- 吉野裕介 [2003] 「F. A. ハイエクにおけるルールの進化論について」神戸大学大学院経済学研究科提出修士論文。
- [2005] 「F. A. ハイエクの主観主義——G. L. S. シャックルとの対比より——」『経済論叢』第175巻第5・6号, 2005年5・6月, 108-124ページ。
- [2006] 「ハイエクにおける『自生的秩序』と『進化』の関係について——ハイエク文庫の調査から——」『21世紀 COE 京都大学先端経済分析ディスカッションペーパーシリーズ』No. 98。